

No. 5

令和3年（12月）

# 第4回定例会議案

熊谷市



## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 8 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算 (第 7 号))	財 政 課	1
第 8 9 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建 築 審 査 課	1 0
第 9 0 号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	1 6
第 9 1 号	熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正 する条例	開 発 審 査 課	1 7
第 9 2 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	1 9
第 9 3 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市市民活動支援センター)	市 民 活 動 推 進 課	2 0
第 9 4 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立老人憩の家荒川荘)	長 寿 いきがい課	2 1
第 9 5 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立老人憩の家平戸荘)	長 寿 いきがい課	2 2
第 9 6 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷運動公園)	公 園 緑 地 課	2 3
第 9 7 号	公の施設の指定管理者の指定について (妻沼運動公園等)	公 園 緑 地 課	2 5
第 9 8 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立荻野吟子記念館)	社 会 教 育 課	2 7
第 9 9 号	市道路線の認定について	管 理 課	2 8

議案第 85 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月19日

熊谷市長 小林 哲也

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度熊谷市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,034,349千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月19日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,116,218	1,344,021	13,460,239
	2 国庫補助金	2,070,472	1,344,021	3,414,493
歳 入	合 計	67,690,328	1,344,021	69,034,349

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,547,370	1,344,021	31,891,391
	2 児童福祉費	12,122,974	1,344,021	13,466,995
歳 出	合 計	67,690,328	1,344,021	69,034,349



総 括

1 総 括			
歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	12,116,218	1,344,021	13,460,239
歳 入 合 計	67,690,328	1,344,021	69,034,349

総 括

総括

(歳出)				単位 千円			
				補正額の財源内訳			一般財源
款	補正前の額	補正額	計	特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	30,547,370	1,344,021	31,891,391	1,344,021	0	0	0
歳出合計	67,690,328	1,344,021	69,034,349	1,344,021	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳 入						
第 15款 国庫支出金		1,344,021				
第 2項 国庫補助金		1,344,021		単位 千円		
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	1,136,557	1,344,021	2,480,578	2 児童福祉費補助金	1,344,021	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等補助金 (補助率 10/10) 1,344,021
計	2,070,472	1,344,021	3,414,493			

第15款 国庫支出金

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

3 歳 出										
第 3 款 民生費		1,344,021								単位 千円
第 2 項 児童福祉費		1,344,021								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,587,803	1,344,021	5,931,824	1,344,021	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 1,782
									8 旅費	費用弁償 37
								○ 「STOP コロナ」子育て世帯臨時特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当 1,872
									10 需用費	消耗品費 553
										印刷費 335
									11 役務費	郵便料 4,549
										情報通信費 117
12 委託料	プログラム作成委託料 2,530									
18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯臨時特別給付金 1,330,000									
計	12,122,974	1,344,021	13,466,995	1,344,021	0	0	0			

第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費

議案第 89 号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 55 号の 10 アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。第 55 号の 12 アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

- (i) 新築のもの 8,000 円
- (ii) 増築又は改築のもの 13,000 円

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第 55 号の 13 までにおいて同じ。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が 500 平方メートル以内のとき。

- (ア) 新築のもの 17,000 円
- (イ) 増築又は改築のもの 25,000 円

(ii) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき。

- (ア) 新築のもの 28,000 円
- (イ) 増築又は改築のもの 42,000 円

(iii) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,500 平

方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 52,000円

(イ) 増築又は改築のもの 78,000円

(ii) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 78,000円

(イ) 増築又は改築のもの 118,000円

(iii) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 115,000円

(イ) 増築又は改築のもの 173,000円

(iv) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 199,000円

(イ) 増築又は改築のもの 300,000円

(v) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 257,000円

(イ) 増築又は改築のもの 386,000円

(vi) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。

(ア) 新築のもの 300,000円

(イ) 増築又は改築のもの 451,000円

別表第55号の10イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(2)中「を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ウを同号イとする。

別表第55号の11中「、イ(1)又はウ(1)」を「又はイ(1)」に、「、イ(2)(i)から(vi)まで又はウ(2)(i)」を「又はイ(2)(i)」に改め、「（共同住宅

等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を削る。

別表第55号の12アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(i) 新築のもの 4,000円

(ii) 増築又は改築のもの 6,500円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 8,500円

(イ) 増築又は改築のもの 12,500円

(ii) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 14,000円

(イ) 増築又は改築のもの 21,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 26,000円

(イ) 増築又は改築のもの 39,000円

(iv) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

(ア) 新築のもの 39,000円

(イ) 増築又は改築のもの 59,000円

- (v) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。
  - (ア) 新築のもの 57,500円
  - (イ) 増築又は改築のもの 86,500円
- (vi) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。
  - (ア) 新築のもの 99,500円
  - (イ) 増築又は改築のもの 150,000円
- (vii) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。
  - (ア) 新築のもの 128,500円
  - (イ) 増築又は改築のもの 193,000円
- (viii) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。
  - (ア) 新築のもの 150,000円
  - (イ) 増築又は改築のもの 225,500円

別表第55号の12イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(2)中「を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ウを同号イとする。

別表第55号の13中「、イ(1)又はウ(1)」を「又はイ(1)」に、「、イ(2)(i)から(viii)まで又はウ(2)(i)」を「又はイ(2)(i)」に改め、「（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」を削る。

別表第55号の15の次に次の1号を加える。

55の 15の 2	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率	160,000円
-----------------	------------------------------	----------



	の特例許可の申請に対する審査	
--	----------------	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

### (経過措置)

- 2 長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る改正前の別表第55号の10から第55号の13までの規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の同表第55号の10ア(2)中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表第55号の11中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「額」と、同表第55号の12ア(2)中「定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表第55号の13中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」とあるのは

「額」とする。

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請等に係る手数料の区分等の見直しを行うとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可に係る審査手数料を新たに徴収したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 90 号

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改め、同項ただし書中「1 万 6 千円」を「1 万 2 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 提案説明

「健康保険法施行令」の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 9 1 号

熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市開発許可等の基準に関する条例(平成 1 7 年条例第 2 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「既存の集落」を「既存集落区域」に、「ものをいう」を「地域のうち、市長が指定した土地の区域をいう」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「次に」を「政令第 2 9 条の 9 に規定する基準のほか、次に」に改める。

第 4 条ただし書中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 2 9 条の 9 各号」に改め、「定められている土地の区域」の次に「における開発行為(第 1 号、第 2 号ア及びイ並びに第 8 号に係る開発行為に限る。)」を加え、同条第 2 号ア中「既存の集落に、」を「既存集落区域」に、「以下同じ。)が」を「以下この号において同じ。)が」に、「以下同じ。)において」を「ウにおいて同じ。)において」に改め、同号イ中「既存の集落」を「既存集落区域」に改める。

第 5 条中「新設として」を「新設(以下この条において「建築物等の新築等」という。)として」に改め、同条ただし書中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 2 9 条の 9 各号」に改め、「定められている土地の区域」の次に「における建築物等の新築等(第 1 号、第 2 号(前条第 2 号ア及びイ並びに同条第 8 号に係る部分に限る。)及び第 4 号ウに係る建築物等の新築等に限る。)」を加え、同条第 2 号中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」を「建築物等の新築等」に改め、同条第 4 号中「、次の」を「次の」に改め、同号ウ中「既存の集落」を「既存集落区域」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の熊谷市開発許可等の基準に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「都市計画法」等の一部改正に伴い、開発許可をすることができる開発行為等に関する基準の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 92 号

### 熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成18年条例第176号）の一部を次のように改正する。

第5条中「25,000円」を「26,000円」に改める。

第8条中「100分の1.4」を「100分の1.7」に改める。

第9条中「10,000円」を「12,500円」に改める。

第22条第1号ア中「17,500円」を「18,200円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「8,750円」に改め、同条第2号ア中「12,500円」を「13,000円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「6,250円」に改め、同条第3号ア中「5,000円」を「5,200円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,500円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

国民健康保険税の基礎課税額等に係る税率の改定を行うとともに、減額措置に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 93 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
熊谷市市民活動支援センター
- 2 指定管理者となる団体  
熊谷市銀座一丁目 58 番地 コミュニティサロン「キューノ」  
内  
特定非営利活動法人 NPO くまがや  
代表理事 森 田 俊 和
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

### 提案説明

熊谷市市民活動支援センターの指定管理者を指定したいので、この  
案を提出するものであります。

議案第 94 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家荒川荘

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目 1 番地

公益社団法人 熊谷市シルバー人材センター

理事長 藤 原 清

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市立老人憩の家荒川荘の指定管理者を指定したいので、この案  
を提出するものであります。



議案第 95 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家平戸荘

2 指定管理者となる団体

熊谷市平戸 1 4 8 番地 3

熊谷市平戸自治会

会長 伊 藤 健 一

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立老人憩の家平戸荘の指定管理者を指定したいので、この案  
を提出するものであります。

## 議案第96号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷運動公園

#### 2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ・熊谷ハートフルグループ・ジョンソンコン  
トロールズ共同事業体

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 熊谷市問屋町二丁目5番13号

株式会社 サンワックス

代表取締役 野 原 治 人

構成団体 熊谷市中奈良345番地3

株式会社 森緑園

代表取締役 三 澤 隆

構成団体 東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号

ジョンソンコントロールズ株式会社

代表取締役 吉 田 浩

#### 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

## 提案説明

熊谷運動公園の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 97 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

妻沼運動公園

妻沼東運動公園

利根川総合運動公園

別府沼公園

妻沼西第一公園

妻沼西第二公園

妻沼西第 1 緑地

妻沼西第 2 緑地

妻沼西第 3 緑地

妻沼西第 4 緑地

妻沼西第 5 緑地

2 指定管理者となる団体

さいたま市浦和区仲町一丁目 12 番 1 号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片山安茂

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小林哲也

## 提案説明

妻沼運動公園等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 98 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を  
求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
熊谷市立荻野吟子記念館
- 2 指定管理者となる団体  
熊谷市中央二丁目 276 番地  
特定非営利活動法人 めぬまガイドボランティア阿うんの会  
代表理事 増 田 哲 也
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立荻野吟子記念館の指定管理者を指定したいので、この案を  
提出するものであります。

議案第 99 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 50876 号線	柿沼字前原 8 3 9 番 7 地先	
		柿沼字前原 8 3 9 番 1 0 地先	
2	市道 70589 号線	石原字屋敷 1 2 8 2 番 2 3 地先	
		石原字屋敷 1 2 8 2 番 5 地先	
3	市道 70590 号線	石原字屋敷 1 2 8 2 番 1 3 地先	
		石原字屋敷 1 2 8 2 番 1 7 地先	
4	市道 70591 号線	石原字甲町裏 2 0 5 8 番 8 地先	
		石原字甲町裏 2 0 5 8 番 1 5 地先	
5	市道 江南7377 号線	野原字持橋ノ道上 6 7 8 番 6 地先	
		野原字持橋ノ道上 6 9 0 番 1 地先	



